

(公 印 省 略)
高第 1049 号
平成 25 年 4 月 1 日

各社会福祉関係団体の長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（介護保険法関係）
の解釈運用について（通知）

「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）第2章に規定する社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準等（別添基準条例参照）のうち、平成25年4月1日から施行される介護保険法関係に係る基準該当居宅サービス及び指定居宅サービス並びに基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の基準等の適用に当たっては、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

また、平成24年10月10日で施行されているサービスに関する記録の保存については、別紙のとおりとなりますので、ご留意をお願いします。

記

1 暴力団等の排除措置

(1) 排除する範囲

暴力団排除条例第7条の規定に基づく措置であることから、同条に規定する暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者を排除対象としている。

(2) 公安委員会規則で定める者

「公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者」は、暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定されており、次のとおりである。

ア 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に参与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為

暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

又は に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(3) 具体的な適用範囲等

ア 指定の申請者の要件（第19条、第23条関係）

事業者の指定（更新及び変更の指定を含む。以下同じ。）の申請者は、暴力団排除条例第7条に規定する暴力団及び暴力団員並びに公安委員会規則で定めるこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）であってはならない。この要件は、法人であることが求められる事業者及び法人であることが求められない医療系サービスの事業者のいずれについても、適用対象としている。

イ 管理者（第17条第3項、第18条第3項関係）

事業所の管理者は、暴力団員及び暴力団排除条例第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

ウ 運営（第17条第4項、第18条第4項関係）

各社会福祉施設等は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないこと。

この支配関係については、暴力団員等が施設等を運営する事業者（法人の場合はその役員等を含む。）や施設等の管理者等となって、施設等の運営について直接影響力を行使する場合のほか、施設等が外部から暴力団等の圧力等を受け、施設等との取引関係や施設等の利用関係において、暴力団等に利益や便宜の供与を行うといった場合も含まれるものである。具体的には、様々な支配の態様があり得ることから、個別具体の事案に応じて該当の有無について判断を行うこととなる。

(4) 該当の有無の把握

暴力団排除規定に対する該当の有無については、指定の申請時における暴力団排除規定を含むいわゆる指定拒否事由に該当しない旨の誓約書の提出を求めることにより確認の証左とするほか、必要に応じて兵庫県警察本部に照会し把握を行う。

2 運営内容等の評価、改善等

(1) 自己評価及び改善（第17条第5項、第18条第5項関係）

事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならないこと。自己評価の頻度や方法は、条例上明記されていないが、基本的には、少なくとも年1回は評価を行い、対応の不十分な部分については改善を図ること。また、評価の方法については、基本的には、当該施設の運営に関する標準的な点検評価項目を整理した自己点検表を作成し、それによって評価を行うことを想定している。

なお、自己評価に加え、第三者による外部評価（兵庫県福祉サービス第三者評価制度など）の導入を図ることが望ましいこと。

(2) 自己評価結果の公表（第17条第5項、第18条第5項関係）

アに記載した自己評価の結果については、施設運営の透明性を高め、利用者の選択に資するよう、できる限り公表に努めること。公表の方法については、利用者ができる限り情報取得しやすいよう、施設等で閲覧に供することに加え、インターネットのホームページに掲載するなど、複数の媒体で公開することが望ましいこと。

3 職員又は従業者に対する計画的な研修の実施

(1) 研修の機会の確保（第17条第6項、第18条第6項関係）

事業者は、従業者の質の向上を図るため、各種研修機関が実施する研修や当該施設が実施する研修等へ参加する機会をできるだけ計画的に確保すること。

(2) 計画的な人材の養成（第17条第6項、第18条第6項関係）

事業者は、従業者の研修機会を確保するに当たっては、職員の職務内容、経験等に応じた研修の実施計画を作成し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて実施する研修の計画や内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めること。

具体的な実施計画の定め方は特に指定されないが、基本的には、年間計画のほか、職員ごとにキャリアアップの視点から、いつ、どのような研修を受けさせるかを定めることを想定している。また、研修の計画や内容の見直しに当たっては、研修の受講後に従業者がその成果を業務上でどのように活かしているか等を評価し、その結果を反映させていくことが重要であること。

4 利用者に対する虐待行為の禁止（第17条第7項、第18条第7項関係）

事業所の従業者が利用者に対し虐待行為をしてはならないことは、明文の規定の有無にかかわらず当然であるが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)[障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)]では、第20条[第15条]の規定において、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者[障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者]に、従業者による利用者に対する高齢者虐待の防止等のための措置を講ずることが義務付けられている一方、従業者には利用者への虐待行為を禁ずる規定がないことを踏まえ、従業者は利用者に対し高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる虐待行為をしてはならないことを入念的に規定したものであること。

なお、当該規定がなくとも、1(1)(2(1))に記載した人格を尊重すべき義務により、基準上も虐待行為が禁じられるものである。

5 事故の発生又は再発の防止措置及び事故発生時の対応（第17条第8項、第18条第8項関係）

(1) 事故発生の防止のための指針

事業者が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むものとする。

施設における事故の防止に関する基本的考え方

事故の防止のための会議その他施設内の組織に関する事項

事故の防止のための従業者研修に関する基本方針

事業所内で発生した事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと事故に結びつく可能性が高いもの(以下「事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

事故等発生時の対応に関する基本方針

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

その他事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底

事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、事故等について施設全体で情報共有し、その再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

具体的には、次のようなことを想定している。

事故等について報告するための様式を整備すること。

従業者は、事故等の発生ごとに、その状況、背景等を記録するとともに、 の様式に従い、事故等について報告すること。

により報告された事例について、事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。

報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 事故発生の防止のための会議及び従業者への研修

事故発生の防止のための会議は、管理者のほか各職種の従業者等が参加し、事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討すること。

また、研修では、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、(1)の指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。徹底に当たっては、定期的な研修に加えて、事故等が発生した場合には必要に応じて随時に注意喚起を兼ねた研修を行うこと。また、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を行うことが重要であること。

(4) 損害賠償

事業者は、損害賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

介護保険サービスの提供に関する記録の保存について
(基準条例第 2 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 24 条第 1 項関係)

1 保存すべき書類

条例において 5 年間の保存を要すべき書類としては、基本的には利用者に対するサービス提供に係る記録となる。

具体的には、各サービスの計画、各サービスを提供した具体的なサービス内容等の記録、利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた際等の市町への報告、利用者からの苦情の内容、事故の状況及びその対応に関する記録、等を対象としている。

なお、他の法令等に作成及び保存が義務付けられているものについては、当該法令等の基準に従うこととなる。(別紙参照)

2 運用の考え方

(1) 5 年保存の適用開始

条例施行日が平成 24 年 10 月 10 日であることから、施行日の時点で 2 年が経過していない書類及び施行日以降に作成された書類は、5 年間の保存が必要となる。

具体的には、平成 24 年 10 月 10 日に保存期間が 2 年となる書類は、条例施行日現在では 2 年を経過していないこととなり、保存期限の満了は平成 27 年 10 月 10 日となる。

(2) 完結の日

国においては、「参酌すべき基準」として、地域の実情に応じて定めることとして明確な基準は示していないが、本県においては、整備・保存する書類の性格に応じて「完結の日」を捉えることとする。具体的には、訪問介護サービスの場合、以下のとおりとなる。

訪問介護計画

計画期間の満了した日

第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

当該サービスに係る介護報酬の支払を受けた日

第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録

通知をした日

第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

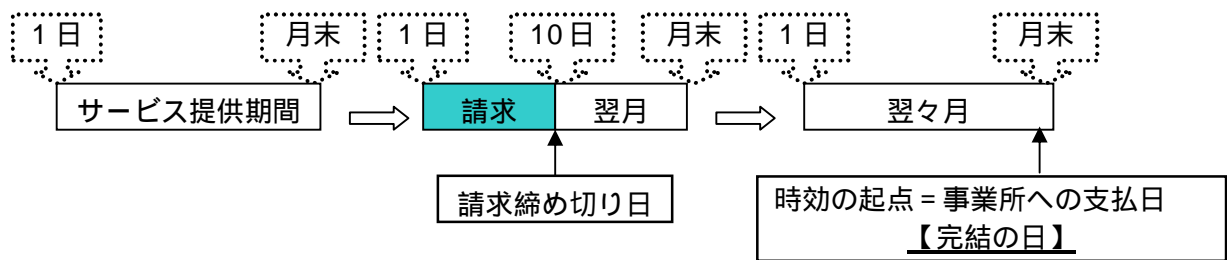
苦情解決手続きを終了した日

第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

事故に対する処置が完了した日

提供した具体的なサービスの内容等の記録の「完結の日」の考え方

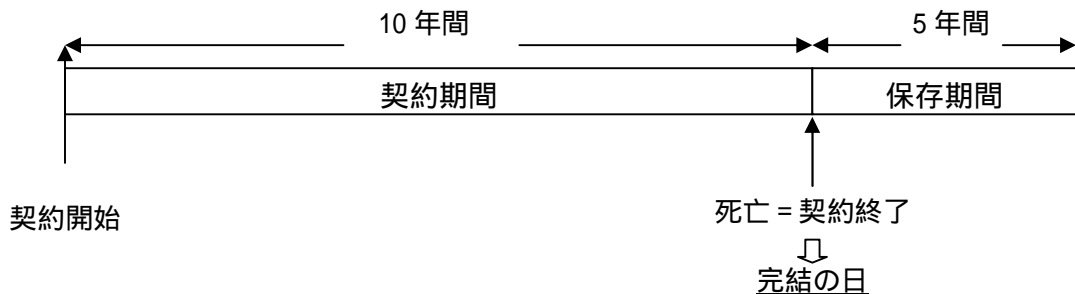
サービス提供に関する記録を5年保存とした目的（介護報酬の返還債権（過誤の場合）の消滅時効期間との整合を図ること）及び 介護報酬請求の根拠となる記録であることを踏まえ、現に当該サービスに係る介護報酬を請求し、その支払いを受けた日（その返還債権の消滅時効期間の起点ともなる。）をもって「完結の日」と捉える。



サービス提供（利用）契約の保存の考え方

利用者に対するサービス提供に関する記録として、その完結の日から5年間保存することが必要であるが、完結の日は、サービス提供（利用）契約終了時点となる。

【例：利用者の死亡（契約期間が10年）の場合】



別紙 <介護保険サービスにおける関係書類>

書類	サービス	事業に関する記録				サービスに関する記録	その他
		従業者	設備	備品	会計		
就業規則	共通						
設備・備品台帳	共通						
平面図	共通						
会計に関する書類	共通						
各サービスの計画書	共通						
シフト表	共通						
レンタル契約書	共通						
運営規程	共通						
勤務表	共通						
緊急時等における対応マニュアル	共通						
契約書等の書面	共通						
雇用契約書	共通						
雇用保険関係書類	共通						
車両運行記録	共通						
重要事項を記した文書	共通						
情報提供に関する記録	共通						
職員名簿	共通						
要介護度別の利用者数の分かる資料	共通						
利用者に関する記録	共通						
利用申込書	共通						
領収証控	共通						
アセスメント表	共通						
運動器機能向上サービスのモニタリング	共通						
サービス提供記録	共通						
サービス提供証明書控	共通						
運動器機能向上計画	共通						
栄養ケアモニタリング	共通						
栄養ケア計画	共通						
栄養ケア提供経過記録	共通						
介護給付費請求書	共通						
改善報告書	共通						
各種会議記録等	共通						
給与支払い台帳	共通						
居宅サービス計画書	共通						
居宅介護支援提供依頼書	共通						
苦情に関する記録	共通						
献立表	共通						
研修資料等	共通						
口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画	共通						
口腔機能向上サービスのモニタリング	共通						
指導等に関する記録	共通						
事故対応マニュアル	共通						
事故報告書等	共通						
辞令、雇用通知書写	共通						
主治医の指示書	共通						
紹介の記録	共通						
食事せん	共通						
診療録	共通						
相談・助言記録	共通						
損害賠償記録等	共通						
利用者への請求書	共通						
連絡網の整備等体制状況	共通						
薬剤管理指導記録	居宅療養						
薬剤服用歴の記録	居宅療養						
ターミナルケア計画書	訪問看護						
要介護認定申請書控	ケアマネ						
課題分析の記録	ケアマネ						

「その他」は、基準条例の記録の整備・保存規定の対象外（常時保存等すべき書類）